

高齢者等ごみ出し支援事業概要（利用者向け）

～ 8月より受付を開始、9月から事業を開始します！～



支援方法

○コミュニティ支援型

地域の共助（助け合い）の仕組みの中でごみ出し支援を行うもので、対象世帯の自宅から集積所まで、ごみ出し支援を行う団体（任意の2名以上のグループ）を募集し、支援します。

○直接支援型

コミュニティ支援型の支援が受けられない場合に、ごみ出しが困難な対象世帯の自宅から、家庭系ごみ（粗大ごみや処理困難物を除く）を市が戸別収集します。

問い合わせ先

草津市 人とくらしのサポートセンター
地域保健係

TEL : 077-561-6865

FAX : 077-561-2482

メール : hitokurashi@city.kusatsu.lg.jp

対象者（世帯）

ごみ出しが困難な高齢者または障害者等の世帯で、かつ、**既存の福祉サービスによるごみ出し支援や家族等の支援が受けられず、同居者全員が下記のいずれかに該当する世帯等**

- ①要介護2以上の認定を受けている人
- ②身体障害者手帳の交付を受けている人
- ③療育手帳の交付を受けている人
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※上記に該当しなくとも、ごみ出しへの支援が必要な場合は、人とくらしのサポートセンターにご相談ください。



市HP（利用者向けページ）

詳細は市HPをご確認ください。

申請方法

○コミュニティ支援型

- ①利用世帯より、申請書等を支援団体経由で人とくらしのサポートセンターへ提出。
- ②担当課で要件確認後、人とくらしのサポートセンターより利用世帯へ申請結果を通知。
- ③支援団体は、利用世帯とごみ出し支援日時や回収回数等の調整後、ごみ回収を実施。

○直接支援型

- ①利用者(対象世帯や親族等)が、申請書等を担当課へ提出。
- ②担当課で要件確認後、資源循環推進課より利用者に申請結果を通知すると共に、利用世帯等へ支援の開始時期やごみ分別ルール、収集箱準備等についての説明を行う。

ご不明点は、
人とくらしのサポートセンターへ
お気軽にご相談ください！

- ・要介護の人→介護保険課
- ・65歳以上で要支援・介護認定がない人→長寿いきがい課
- ・65歳未満で各種手帳をお持ちの人
- ・セルフプランの人→障害福祉課

【提出資料】 ※コミュニティ支援型、直接支援型どちらも同じです。

- ・高齢者等ごみ出し支援事業利用申請書（様式第1号）
- ・高齢者等ごみ出し支援事業の利用にかかる確認書
- ・介護保険被保険者証または対象要件に該当する障害者手帳の写し（世帯員全員分）
- ・居宅サービス計画書（第2表）または障害福祉サービスの利用計画等の写し
- ・収集場所が分かる位置図 ※インターネットから印刷した地図に印を付けたものでも結構です。